

|        |  |        |  |        |  |        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|
| 校<br>長 |  | 教<br>頭 |  | 保<br>健 |  | 教<br>務 |  | 担<br>任 |  |
|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|--------|--|

※回覧後保健室保管

## 特別欠席届

令和 年 月 日

大阪府立野崎高等学校

年 組 番 名前 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

下記の疾病が診断されていましたが、感染症の予防上、欠席が必要な期間を終え、登校が可能になったことを証明します。

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 疾 病 名          |                               |
| 登校を控えることが必要な期間 | 平成 年 月 日から<br>月 日までの _____ 日間 |
| その他特記事項        |                               |

令和 年 月 日

医療機関名

担当医氏名

印

### (参考) 学校感染症

※平成 24 年 4 月 2 日付で告示通達があり、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」が施行されましたので、以下の通りに変更されました。

- |      |               |  |  |
|------|---------------|--|--|
| (1)  | インフルエンザ       | <u>発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで</u>   |  |
| (2)  | 百日咳           | 特有の咳が消失するまで  |  |
| (3)  | 流行性耳下腺炎       | <u>または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u><br><u>耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、</u><br><u>かつ、全身状態が良好になるまで</u> |  |
| (4)  | 麻疹            | 発疹が消失するまで  |  |
| (5)  | 水痘            | すべての発疹がか皮化するまで   |  |
| (6)  | 風疹            | 発疹が消失するまで  |  |
| (7)  | 咽頭結膜熱         | 主要症状が消退したのち2日を経過するまで   |  |
| (8)  | 結核 及び髄膜炎菌性髄膜炎 | <u>病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで</u>  |  |
| (9)  | 腸管出血性大腸菌感染症   | } 症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで  |  |
| (10) | 流行性角結膜炎       |  |  |
| (11) | 急性出血性結膜炎      |  |  |